

定期積金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	定期積金 (スーパー積金)
販売対象	・法人、個人
期 間	・6 カ月以上 5 年以下
預 入	
①預入方法	・月々定期的に掛金の払込みができます
②預入金額	・1,000 円以上です
③預入単位	・100 円単位です
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
利 息(給付補填金)	
①適用金利	・固定金利です ・契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します
②給付補填金の支払	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います
③計算方法	・付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税 金	・個人の給付補填金には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります (マル優は利用できません) ※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります ・法人は総合課税となります(非課税法人は除きます)
手数料
付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(1/1)